

(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準及びその評価方法

物質	環境上の条件	評価方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較

注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

注2) 「1mg/m³=1,000μg/m³」である。

(3) 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	指針
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

注) 「ppmC」とは、メタン濃度を基準にした濃度を指す。

(4) 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針値

物質	指針値 (年平均値)
アクリロニトリル	2 μg/m ³ 以下
塩化ビニルモノマー	10 μg/m ³ 以下
クロロホルム	18 μg/m ³ 以下
1,2-ジクロロエタン	1.6 μg/m ³ 以下
水銀	0.04 μgHg/m ³ 以下
ニッケル化合物	0.025 μgNi/m ³ 以下
1,3-ブタジエン	2.5 μg/m ³ 以下